## ○ごみ処理施設使用に関する条例

制定 昭和47年3月15日 条例第2号

改正 昭和63年3月5日 条例第1号

平成11年3月3日 条例第1号

平成18年3月14日 条例第1号

平成19年2月23日 条例第1号

平成23年11月21日 条例第10号

令和元年12月3日 条例第3号

令和2年7月22日 条例第2号

- 第1条 当組合のごみ処理施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、管理者の承認を受けなければならない。
- 2 管理者は、産業廃棄物又は施設の管理上支障があると認める廃棄物に係る施 設の使用については、これを承認してはならない。
- 第2条 施設の使用承認を受けた者は、使用料を納付しなければならない。
- 2 前項の使用料の額は、ごみ10キログラムまでごとに105円とする。
- 3 前項の重量の認定が困難なごみについては、容量により認定することができる。この場合容量3立方メートルにつき重量1,000キログラムの割合で算出した料金額とする。
- 4 前2項の使用料徴収の基礎となる数量は、管理者が認定する。
- 5 前各項に定めるもののほか、使用料の徴収について必要な事項は、管理者が定める。
- 第3条 管理者は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。
- 第4条 管理者は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、 施設の使用を拒み、期間を定めて施設の使用を停止し、又は使用承認の取消し をすることができる。
  - (1) 使用承認の条件に違反したとき。
  - (2) この条例又はこの条例に基づく組合規則の規定に違反したとき。
  - (3) 施設の管理上支障があるとき。
- 第5条 豊中市又は伊丹市(これらの市が委託した業者を含む。)が一般家庭から排出されたごみ(臨時に排出されたものを除く。)を収集したものに係る施設の使用については、この条例は適用しない。
- 第6条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。
- 第7条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を 免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超 えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。

附則

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

2 令和3年1月1日から同年3月31日までの間における第2条第2項の規定の 適用については、同項中「105円」とあるのは、「87円」とする。

附 則 (昭和63年3月5日条例第1号)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のごみ処理施設使用に関する条例の規定は、この条例 の施行の日以後のごみ処理施設の使用に係る使用料から適用する。

附 則(平成11年3月3日条例第1号)

- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のごみ処理施設使用に関する条例の規定は、この条例 の施行の日以後のごみ処理施設の使用に係る使用料から適用する。

附 則 (平成18年3月14日条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月23日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月21日条例第10号)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のごみ処理施設使用に関する条例の規定は、この条例 の施行の日以後のごみ処理施設の使用に係る使用料から適用する。

附 則(令和元年12月3日条例第3号)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のごみ処理施設使用に関する条例の規定は、この条例 の施行の日以後のごみ処理施設の使用に係る使用料から適用する。

附 則 (令和2年7月22日条例第2号)

この条例は、令和3年1月1日から施行する。